



## 平成18年度 働く婦人の家主催講座 受講生募集

初心者向け

**募集期間** 4月3日(月)～14日(金)  
(定員になり次第締め切ります)

**受講期間** 5月～平成19年2月

**受講料** 無料(材料費などは個人負担)

**対象者** 市内に居住または勤務している人で男女は問いません。

**申込方法** 働く婦人の家窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

**ヨガ教室** 先着20人  
講師 高橋 玖仁子先生  
日程 第1・3金曜日(全20回)

**トールペイント教室** 先着15人  
講師 稲村 礼子先生  
日程 第2・4木曜日(全14回)

**パン作り教室** 先着16人  
講師 福田 信子先生  
日程 第2火曜日(全12回)

**アロマセラピー教室** 先着10人  
講師 桑崎 理佳先生  
日程 前期: 5月～7月上旬  
火曜日(全5回)  
13:30～15:30

**粘土教室** 先着15人  
講師 小山 紀美子先生  
日程 第1・3水曜日(全15回)  
18:30～20:30

**申込・問合せ先**  
働く婦人の家 ☎33-4141

### 宇城市フラワーフェスタ フラワーフェスタ実行委員会

4月7日から9日にかけて、岡岳総合運動公園(松橋町松山)で「2006宇城市フラワーフェスタ」を開催します。開催期間中は、花に関する楽しいイベントが盛りだくさんです。皆さんぜひご家族おそろいでお越しください。

なお、フラワーフェスタ実行委員会では、各種コンテストの応募者を次のとおり募集します。

### ■花の寄せ植え体験およびコンテスト

**日時** 4月7日(金)午前9時30分～午後4時

**コンテスト審査** 8日(土)午後4時

**参加方法** ガーディングコーナーで受け付け後、用意された材料で思い思いの寄せ植えを楽しみましょう。

**参加料** 500円

**定員** 先着30人

**表彰日時・場所** 9日(日)午前11時30分～特設ステージ

### ■親子スケッチ大会

**日時** 4月7日(金)～9日(日) 午前9時30分～午後4時

**参加方法** 参加当日、本部テントで受け付けをしてください。画用紙を配布します。持ってくる物 絵の具、クレヨン、画板など

**写真コンテスト(フラワーフェスタ部)**

**日時** 4月7日(金)～9日(日) 午前9時30分～午後4時

**参加方法** 参加当日、本部テ

### 海的安全性に役立つ情報を提供 三角海上保安部

三角海上保安部では、2月1日から、四季咲岬灯台および射手埼灯台、三池港北防砂堤灯台で観測した気象情報の提供を、テレホンサービス、ホームページ、携帯電話サイト

●携帯電話サイト  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/1Okanku/misumi/>

●テレホンサービス  
☎48-2977

●ホームページ  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/1Okanku/misumi/>

●問合せ先  
三角海上保安部  
☎52-3103

### 臨時休業のお知らせ 不知火温泉ロマンの湯

不知火温泉ロマンの湯の3月の休館日は、13日(月)と27日(月)です。また、28日(火)・29日(水)は機器の入れ替えと改修工事のため、臨時休業とさせていただきます。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**問合せ先** 不知火温泉ロマンの湯 ☎42-3300

### 「ご存じですか? 検察審査会 熊本検察審査会事務局」

「交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪に遭ったが検察官がその事件を裁判にかけなかった」―このような不満をお持ちの人は、検察審査会にご相談ください。

相談や申し立てについての費用は無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会では、選挙権を

### 就職活動へ踏み出す自信 県労働雇用課

「就職活動へ踏み出す自信がない」「仕事への意欲が持てない」…こんな若者たちを応援しようと、県では「若者チャレンジサポート事業」を実施しています。

県からの委託を受けた「NPO法人熊本県キャリアアコンサルタント協会」が、電話やメール相談のほか、職業訓練なども行っています。

ご家族からの相談も受け付けていますので、お気軽にどうぞ。

**相談日時** 月～金曜日の午前9時30分～午後4時30分

☎096-382-7155

有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が、検察官が裁判にかけなかったことの善しあしを審査します。

**問合せ先**  
熊本検察審査会事務局  
☎096-325-2121

## 平成17年度宇城市随時監査結果報告

**1 監査の対象**  
児童福祉費負担金に関する事務。

**2 監査の期間**  
平成18年1月31日(火) 1日間

**3 説明者**  
福祉部長、同次長、福祉課長、こども福祉係長、小川支所健康福祉課長、豊野支所同課長、同保育園長、同係長

**4 監査の方法**  
随時監査は、地方自治法第199条第5項の規定により必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもので、児童福祉費負担金に関する事務等について、担当課から提出された資料に基づき、又必要に応じて関係職員から説明をうけながら監査を実施した。

**5 監査の結果**  
上記監査の方法に基づき重点項目を市立保育所(園)、市立児童館及び認可保育園の保育料滞納に着眼点を設定し監査を実施した結果、その取り組みに対する熱意は感じられたが、一部の事務処理については、改善又は検討を要する事項が見受けられたので、その都度担当職員に対して適切な処置を講ずるよう指示したところであるが、今後の事務処理に留意されるとともに、次の事項を要望する。

◎検討・改善を必要とする事項  
市立保育所(園)7施設・市立児童館3施設・認可保育園13施設、合計23施設で平成18年1月

21日現在、滞納件数2,136件、滞納額総額(現年度・過年度)26,336,860円である。

(1)市立保育所(園)及び認可保育園の過年度滞納繰越は、年毎に増加傾向にあり、その原因や内容等よく分析し、累積滞納金の解消に一層の努力を要望する。

(2)福祉課及び支所健康福祉課と綿密な連携のもと、又認可保育園の理解と協力を得て滞納整理に取り組まれるよう要望する。

(3)福祉部対策会議の滞納整理対策で、年度末を控えた3ヶ月間を重点努力期間として確認されている事柄について、積極的に取り組まれるよう要望する。

(4)訪問記録台帳及び記録簿等の様式を統一され、又その書類の決裁をその都度受けること。

(5)法務相談事例集によると、滞納処分の例により処分することができる歳入の取り扱いで、児童福祉法第56条第3項及び第4項並びに同施行令第44条の2の規定や地方自治法で定めた地方税の滞納処分の例により処分することができる旨の規定があるが、その規定の内容を十分検討され、保護者間の不均衡が生じないよう細心の配慮を望むものである。

平成18年2月7日  
宇城市監査委員 園田 静雄  
同 末久 直  
同 高橋 節夫